

『首都直下地震における東京都内（南西方向）の道路啓開に関する協定』

次のとおり協定締結を希望する関係者を公募します。

協定の締結を希望する者は、下記により技術資料を作成し提出をお願いします。

技術資料を提出した者の中から条件を満たす者と協定を締結することとします。

なお、本協定締結の公募は、工事発注ではありませんので、現場説明資料の送付及び入札は行いません。

本協定の締結者は、関東地方整備局が実施する総合評価落札方式の競争入札において、企業の技術力で「地域貢献度（災害協定等の有無）」の項目で加算評価されます。また、当該協定に基づき契約し、災害応急対策業務（防災訓練を除く）を行うと「地域貢献度（災害協定等に基づく活動実績の有無）」の項目に加算評価されます。

令和4年5月31日

国土交通省関東地方整備局

川崎国道事務所長 宮坂 広志

記

1. 協定の概要

- (1) 名称 首都直下地震における東京都内（南西方向）の道路啓開に関する協定
- (2) 目的 本協定は、関東地方整備局業務継続計画及び首都直下地震道路啓開計画（八方向作戦）において、南西方向における国道246号の道路啓開、応急対策等の「業務」を実施するにあたり、これに必要な建設機械、資材、技術者及び作業員について、川崎国道事務所と協定会社の双方がその確保と動員の方法を定め、協力して道路啓開を行い、被害の拡大防止と被災施設の早期復旧に資することを目的とする。
- (3) 内容 協定書（案）は別紙1のとおり
- (4) 期間 令和4年8月1日から令和7年7月31日まで

2. 応募資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 関東地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和3・4年度一般競争（指名競争）入札参加資格業者の一般土木工事、維持修繕工事、アスファルト舗装工事または造園工

事のいずれかに認定がされている者であること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続に基づく一般競争（指名競争）入札参加資格の再認定を受けていること。）

- (3) 会社更生法に基づき、更正手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 神奈川県内または東京都内に建設業法に基づく本店、支店又は営業所を有すること。
- (5) 平成19年4月1日以降に、神奈川県内または東京都内で元請けとして完成・引渡し完了した道路工事における一般土木工事、維持修繕工事、アスファルト舗装工事または造園工事のいずれかの施工実績を有すること。（共同企業体構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の工事に限る。）
- (6) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (7) 集結場所（川崎国道事務所）から概ね10km圏内の神奈川県または東京都に対応拠点を所有すること（要件の詳細は3.（1）の審査項目（2）対応拠点の状況の留意事項による）。

3. 技術資料の作成及び提出に関する事項

- (1) 技術資料の作成要領は次表のとおりとする。

審査項目	留意事項
(1) 工事の施工実績 【様式－1】	<ul style="list-style-type: none"> ① 平成19年4月1日以降に、神奈川県内または東京都内で元請けとして完成・引渡し完了した道路工事における一般土木工事、維持修繕工事、アスファルト舗装工事または造園工事の代表的なものを1件記載する。 ② 可能な限り国土交通省発注工事（成績が60点未満のものを除く）から選定する。 ③ CORINSの写し（登録されていない場合は、契約書の写し）を添付する。 ③ <u>施工実績が無い場合は協定を締結しない。</u>
(2) 対応拠点の状況 【様式－2】	<ul style="list-style-type: none"> ① 出勤要請に対応する予定の基地（対応拠点）（自社、協力会社またはリース会社が所有するもの）の住所、面積、基地区分、基地から集結場所までの距離（直線距離）を記載する。 なお、基地区分は、機材基地（100㎡以上の建設機材を常時

	<p>保管している場所)、資材基地(100㎡以上の建設資材を常時保管している場所)及び参集基地(技術員等が参集する場所)に区分し、それぞれの基地の所在は同一の場所でもよい。また、駐車場、物置等は基地と見なさない。</p> <p>② 協力会社またはリース会社が所有する基地については、災害時の使用に関する覚書等を添付すること。</p> <p>④ 集結場所(川崎国道事務所)から<u>概ね10km圏内の神奈川県または東京都に対応拠点が無い場合は協定を締結しない。</u></p> <p>④ 基地は協定期間中継続的に確保できるものに限る。<u>確保が不明確な場合は協定を締結しない。</u></p>
<p>(3) 確保できる建設資機材の状況 【様式-3】</p>	<p>① 協力要請時に確保できる建設資機材の保有及び備蓄数量を記載する。 なお、道路啓開等に必要となる建設資機材は【様式-3】の記載例に示すとおりである。</p> <p>② 建設機械は、自社、協力会社及びリース会社で所有又は手配することができるものとする。</p> <p>③ 自社以外の建設機械については、災害時の提供に関する契約書または覚書等手配や使用方法、対応期間が証明できる書面を提出すること。</p> <p>⑤ <u>確保が不明確な場合は協定を締結しない。</u></p>
<p>(4) 災害時に出動できる技術者、作業員の状況 【様式-4】</p>	<p>① 災害時に確保可能な技術者(土木施工管理技士等の資格を保有し監督の出来る者)、作業員の出動体制を記載する。</p> <p>② 技術者、作業員は、自社、協力会社に所属する者または手配することができる人数とするが、協定期間中、災害時に早急に川崎国道事務所の災害応急対策業務に確保できる人数を記載する。</p> <p>③ 可能な限り車両移動が可能な機材を操作できる作業員を確保できること。</p> <p>④ <u>出動の体制が不明確な場合は協定を締結しない。</u></p>
<p>(5) 他機関との災害応急対策に関する協定又は契約締結状況 【様式-5】</p>	<p>① 他の公共機関との間において、本協定と同様もしくは類似する災害協定または契約を締結(予定も含む)している場合は記載する。</p> <p>② 複数締結している場合はすべて記載する。</p> <p>③ <u>他機関との要請が重複した場合の体制が不明確な場合は協定を締結しない。</u></p>

(2) 技術資料の提出

1) 様式を川崎国道事務所HP (※) からダウンロードにより、入手すること。

※HPアドレス：<http://www.ktr.mlit.go.jp/kawakoku/>

2) 技術資料は、次に記載する受付期間及び受付場所に持参または郵送（書留郵便等配達確認の出来るもので受付期間の消印有効）して下さい。

・受付期間：令和4年5月31日（火）から令和4年6月27日（月）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時15分から18時00分まで。

・受付場所：関東地方整備局川崎国道事務所 工務課（担当：専門官 平井）

〒213-8577 川崎市高津区梶ヶ谷2-3-3

TEL 044-888-6414（工務課直通）

FAX 044-865-4888（工務課直通）

3) 提出書類は表紙を1頁とした通し番号を付するとともに全頁数を表示すること（頁の例：1/〇〇～〇〇/〇〇）。

4) 提出資料と合わせて入力データを電子媒体（CDまたはDVD）で提出してください。なお、様式-1～5については、1)でダウンロードしたデータ（エクセルファイル）とします。

図面等の添付資料はPDFファイルとします。

4. 協定の締結に関する事項

(1) 協定は、提出された技術資料を基に各審査項目を総合的に判断し締結するものである。なお、技術資料に欠落がある場合は協定締結の対象外とするので注意すること。また、協定締結予定数（10社程度）を超える応募があった場合は、審査項目を総合評価して協定締結者を選定する。

(2) 提出された技術資料についてヒアリングを行うことがある。その場合は別途連絡する。（令和4年6月下旬を予定）

(3) 協定締結者への通知

①通知方法：書面をもって川崎国道事務所長から通知する。

②選定通知：令和4年7月上旬頃の発送予定で郵送する。

5. 非選定理由に関する事項

(1) 技術資料を提出した者のうち協定締結者として選定しなかった者に対しては、選定しなかった旨とその理由（非選定理由）を書面をもって川崎国道事務所長から通知する。

(2) 上記（1）の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内に書面により、川崎国道事務所長に対して非選定理由の説明を求めることができる。

(3) （2）の書面の受付窓口、受付時間は次のとおりである。

①受付場所：関東地方整備局川崎国道事務所工務課（担当：専門官 平井）

〒213-8577 川崎市高津区梶ヶ谷2-3-3

TEL 044-888-6414 (工務課直通)

②受付期間：土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時15分から18時00分まで。

- (4) (2)の書面は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (5) (2)の非選定理由について説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日(休日を含まない。)以内に書面により回答する。

6. 実施上の留意事項

- (1) 技術資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (2) ヒアリングの低減に向け、技術資料は正確、丁寧にわかりやすく記載すること。
- (3) 提出された技術資料は、協定締結者選定の目的以外に使用することはありません。
- (4) 技術資料に虚偽の記載をした者は、審査の対象としないとともに、協定締結後は協定を無効とする。
- (5) 提出期限日以降の技術資料の差し替え及び再提出は認めない。
- (6) 提出された技術資料は返却しない。
- (7) 本送付資料は、技術資料作成以外の目的で使用しないこと。
- (8) 技術資料の作成に関する問い合わせには応じるが、他社からの技術資料の提出状況、資料の内容等の問い合わせには応じない。なお、問い合わせ先は次のとおりとする。

〒213-8577 川崎市高津区梶ヶ谷2-3-3

関東地方整備局川崎国道事務所 工務課 (担当：専門官 平井)

TEL 044-888-6414 (工務課直通)

首都直下地震における東京都内（南西方向）の道路啓開に関する協定書（案）

国土交通省関東地方整備局川崎国道事務所長（以下「甲」という。）と〇〇〇〇株式会社代表取締役（以下「乙」という。）は、首都直下地震時の東京都内（南西方向）における道路啓開業務（以下「業務」という。）に関して、次のとおり協定を締結する。

第1条（目的）

本協定は、関東地方整備局業務継続計画及び首都直下地震道路啓開計画（八方向作戦）において、南西方向における国道246号の道路啓開、応急対策等の「業務」を実施するにあたり、これに必要な建設機械、資材、技術者及び作業員について、双方がその確保と動員の方法を定め、甲と乙が協力して道路啓開を行い、被害の拡大防止と被災施設の早期復旧に資することを目的とする。

第2条（協力要請）

甲は、道路啓開する道路又は関係する道路構造物等に災害が発生し、又は発生が予想される場合において必要と認めるときは乙に対し、「業務」の協力を要請することが出来るものとする。また、「業務」を円滑に行うため、甲は乙に対し甲の実施又は参加する防災訓練への参加を要請することができるものとする。

乙は、甲より協力要請があった場合には、これに応ずるものとし、速やかに業務の実施体制について甲に報告するものとする。

第3条（業務内容）

甲が乙に対し要請を行う主な「業務」の内容は、以下のとおりである。

①緊急点検

道路啓開する道路又は関係する道路構造物等に災害が発生し、又は発生が予想される場合における損壊箇所等被害の把握と報告を行う。

②応急措置

道路利用者の安全確保を図るため、危険箇所にバリケードやロープ等の設置および注意喚起を行うための案内板や標識等を設置する。

③道路啓開

緊急車両の通行確保（原則として2車線確保とするが、被災状況によりやむを得ない場合は1車線確保とし必要に応じ誘導員を配置）を図るため、倒壊・散乱している沿道建物や電柱等の障害物除去、段差発生箇所の路面及び橋梁部の土嚢等による段差処理、路上放置車両の移動等を実施する。

④応急復旧

道路啓開後、緊急輸送道路の機能を確保するため、土嚢等による段差処理をアスファルトによる簡易舗装にするなど、各被災箇所の状況に応じた段階的な復旧を実施する。

⑤災害対策基本法第76条の6（災害時における車両の移動等）に関する業務

道路区間指定の広報、車両等の移動措置命令の伝達、車両等の移動、土地の一時使用、車両の移動および土地の一時使用を行った際の記録・報告などを実施する。

なお、災害時における車両等の移動等は、「災害対策基本法に基づく車両移動に関する手引き（平成26年11月 国土交通省道路局）」により実施するものとする。

⑥防災訓練

災害発生時を想定した出動訓練、甲乙間の情報連絡訓練等を行うものとする。

第4条（業務の実施区間）

「業務」の実施区間は、以下のとおりとする。

①東京国道事務所が管理する国道246号

②①に隣接した横浜国道事務所が管理する国道246号の一部区間

（国道246号集結場所（川崎市梶が谷交差点）～新二子橋左岸橋詰めの間）

③その他必要に応じて他の道路に迂回する場合又は他の道路管理者からの要請による道路啓開を行う場合の道路区間

※国道246号集結場所：川崎国道事務所

第5条（建設資機材等の報告）

本協定締結時に、乙はあらかじめ「業務」の実施体制及び確保可能な建設機械、資材、技術者、作業員等（以下「建設資機材等」という。）の数量等を把握し、書面により報告するものとする。

2 前項以降においても、乙は毎年度当初の4月に「建設資機材等」の数量等を把握し、書面により甲に報告するものとする。また、甲が報告を求めたときは、速やかに報告するものとする。

3 甲は、甲の保有する「建設資機材等」について、1項、2項と同時期に乙に書面により通知するものとする。

第6条（業務の出動要請）

甲は乙に対し第2条に基づき「業務」の出動要請をする場合は、書面または電話等の方法によるものとする。

2 気象庁による震度情報で東京23区内で震度6弱以上の発表を確認した場合は、甲からの要請があったものとみなして、乙は出動態勢を確保し、甲に状況を報告するものとする。

3 甲乙相互の通信連絡が不能で、乙が被害状況を把握している場合は、甲からの要請があったものとみなして、乙の判断で出動するものとする。

4 乙は、出動する場合、速やかに現場責任者を定め、甲に氏名・連絡先を報告するものとする。

第7条（業務の指示等）

南西方向の道路啓開は甲が指揮するものとする。「業務」の直接の指示及び監督は、甲が乙に通知する者（以下、「監督職員」という。）が行うものとし、乙はその指示に従うものとする。

- 2 前条2項または3項により出動した場合は、甲が別途通知する集結場所に乙の判断により集結し、監督職員の下、「業務」を実施するものとする。

第8条（建設資機材等の提供）

甲及び乙は、それぞれから要請があった場合、特別な理由がないかぎり、相互に建設資機材等を提供するものとする。

第9条（契約の締結）

甲は、第6条に基づき、乙に出動要請（第6条（業務の出動要請）2項及び3項含む）したときは、遅滞なく随意契約を締結するものとする。

- 2 乙は、契約締結にあたっては、※法定外の労災保険に付さなければならないものとする。（※①法定外の労災保険は、元請・下請を問わず補償できる保険であること。

②法定外の労災保険は工事現場単位で随時加入する方式と直前1年間の完成工事高により掛金を算出し保険期間内の工事を保険対象とする方式があるが、いずれの方式でもよいこと。

③当該協定を締結する時点においては、法定外の労災保険に加入していることを条件としない。）

第10条（業務の実施報告）

乙は「業務」を行ったときは、作業開始時間・作業終了時間及び使用した「建設資機材等」の内訳を書面により速やかに監督職員へ報告するものとする。

- 2 甲は、必要に応じて「業務」の途中段階で使用した「建設資機材等」の報告を求めることができるものとする。

第11条（業務の完了）

乙は、「業務」が完了したときは、直ちにその旨を監督職員に報告するものとする。

第12条（費用の請求）

乙は「業務」完了後（防災訓練を除く）、当該業務に要した費用（第8条による乙の「建設資機材等」を含む）の見積書を監督職員経由で甲に提出するものとする。

第13条（費用の支払）

甲は、第12条の規定による見積書の提出を受けたときは、その内容を精査し、第9条に基づき、その費用を支払うものとする。

第14条（損害の負担）

「業務」の実施にともない、甲乙双方の責に帰さない理由により第三者に損害を及ぼしたとき、または「建設資機材等」に損害が生じたときは、乙はその事実の発生後速やかにその状況を書面により甲に報告し、その処置について甲乙協議して定めるものとする。

第15条（緊急通行車両）

本協定締結後、本協定に基づき乙は甲に乙が保有している緊急通行車両に登録可能な車両を事前届け出するものとする。

第16条（有効期限）

この協定の期間は、令和4年8月1日から令和7年7月31日までとする。

第17条（身分証明書の発行）

災害対策基本法に基づく「業務」を行う場合は、乙は甲が発行する「身分証明書」を携帯するものとする。

第18条（協定の解約）

甲または乙において、協定を継続できない事情が発生したときは、甲乙協議のうえ協定を解約することができるものとする。

- 2 乙において取引停止の事実や不渡りの情報、会社更生法・民事再生法の申請等があった場合、もしくは協定の履行に当たり乙に不誠実な行為があった場合は、甲は書面による通告をもって本協定を解除することが出来る。

第19条（その他）

災害の発生時の被災状況等により、第3条で規定する以外の業務内容又は第4条で規定する以外の区間についても「業務」を実施できるものとする。この場合においては、直接の指示及び監督する者を甲から乙に別途、通知するものとする。

- 2 この協定に基づく防災訓練は、工事契約手続きの企業の信頼性・社会性という災害活動実績には認めないものとする。
- 3 この協定に定めのない事項、または、疑義を生じた事項については、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

第20条（附則）

この協定の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

令和4年 月 日

甲 国土交通省関東地方整備局
川崎国道事務所長 宮坂 広志 印

乙 ○○○○株式会社
代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印